

角膜移植希望者（レシピエント）選択 の標準的な基準

1. 移植希望者待機リスト

各眼球あっせん機関において、移植希望者の登録順に角膜移植待機リストを作成する。なお、角膜移植希望者が医学的に緊急な角膜の使用を必要とする状態にあるときは、広域あっせんを含めた眼球あっせん機関の間におけるあっせんについても考慮する。

2. 優先順位

角膜移植希望者の優先順位は、以下の順に勘案して決定する。

(1) 1眼の提供があった場合

①親族

眼球提供者（ドナー）が親族に対し眼球を優先的に提供する意思を書面により表示している場合であって、その親族（「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）」第2の1に規定する範囲の配偶者、子及び父母）が移植希望者待機リストに登録されているときは、当該親族を優先する。

②医学的に緊急な角膜の使用が必要とされる者

医学的に緊急な角膜の使用が必要とされる状態とは、

・角膜穿孔、角膜潰瘍、角膜感染症

などをいい、各眼球あっせん機関の医学基準委員会等により認められた場合に限る。

③待機期間

待機期間の長い者を優先する。

(2) 2眼の提供があった場合

1眼については（1）に基づき決定する。

もう片眼については、下記の順に勘案して決定する。

①親族

眼球提供者（ドナー）が親族に対し眼球を優先的に提供する意思を書面により表示している場合であって、その親族（「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）」第2の1に規定する範囲の配偶者、子及び父母）が移植希望者待機リストに登録されているときは、当該親族を優先する。

②医学的に緊急な角膜の使用が必要とされる者

医学的に緊急な角膜の使用が必要とされる状態とは、

・角膜穿孔、角膜潰瘍、角膜感染症

などをいい、各眼球あっせん機関の医学基準委員会等により認められた場合に限る。

③必要性の高い者

必要性の高い状態とは、

・両眼性の高度の視力低下、両眼又は片眼の疼痛
などをいい、各眼球あつせん機関の医学基準委員会等により認められた場合
に限る。

④待機期間

待機期間の長い者を優先する。

3. 附則（両眼の移植が必要な者の取扱い）

両眼に対する移植は、片眼移植終了後に改めて移植希望者の登録を行うこととする。ただし、2眼とも医学的に緊急な角膜の使用が必要とされる場合は、この限りでない。